

# 会 議 録

|                      |                                                                                                                                                                                                |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 の 名 称            | 令和7年度 第1回 小金井市交通安全推進協議会                                                                                                                                                                        |
| 事 務 局                | 都市整備部 交通対策課                                                                                                                                                                                    |
| 開 催 日 時              | 令和7年8月29日（金）午後2時00分～午後2時40分                                                                                                                                                                    |
| 開 催 場 所              | 小金井市役所第二庁舎8階 801会議室                                                                                                                                                                            |
| 出 席 者                | 別紙のとおり                                                                                                                                                                                         |
| 傍 聴 の 可 否            | <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可                                                                                                                                                 |
| 傍 聴 者 数              | 0人                                                                                                                                                                                             |
| 傍 聴 不 可 等<br>の 理 由 等 |                                                                                                                                                                                                |
| 会 議 次 第              | <p>1 報 告<br/>都内・管内の交通事故発生状況について</p> <p>2 協議事項<br/>令和7年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について</p> <p>3 令和7年秋の全国交通安全運動期間中の取り組みについて</p> <p>4 その他</p>                                                             |
| 会 議 結 果              | 別紙のとおり                                                                                                                                                                                         |
| 発言内容・発言者名            | 別紙のとおり                                                                                                                                                                                         |
| 提 出 資 料              | <p>【事前配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）</li> <li>・ 資料1 小金井市交通安全推進協議会委員名簿</li> <li>・ 資料2 令和7年秋の交通安全運動市内広報文（案）</li> <li>・ 交通安全市民のつどい（パンフレット）</li> </ul> |

## 令和7年度第1回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 令和7年8月29日（金）午後2時00分～午後2時40分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎8階 801会議室

3 内 容

(1) 報 告

都内・管内の交通事故発生状況について

(2) 協議事項

令和7年秋の小金井市交通安全推進要領（案）について

(3) 令和7年秋の全国交通安全運動期間中の取り組みについて

(4) その他

4 出席者

【委 員】（敬称略）

並木 正彦（代理出席）、太田 宏徳、丸田 伸彦、松本 良親、浅野 智彦、  
塩原 真一、森田 常次、村林 竹治、渡辺 昭子、小山 定男、中川 泰行、  
土屋 和子、内田 貴之、大屋 志帆、今野 修明

【小金井市】

渡邊 健介（都市整備部交通対策課長）、堀池 浩二（都市整備部交通対策課交  
通対策係主査）

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【事務局】

**開会、資格審査、配布資料の確認、新たな委員の紹介**

それでは、以上をもちまして、報告事項等を終了させていただき、会  
長へ引き継がせていただきます。

小山会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【会 長】

それでは、進行を引き継がせていただきます。

次第1の都内・管内の交通事故発生状況について、小金井警察署並木  
課長より説明をお願いします。

【警察・並木課長】

都内・管内の交通事故発生状況について説明

【会 長】

ご意見ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

【太田委員】

市内は坂が多いことから、坂での事故件数が多いと思うが見解は？

【警察・並木課長】

特に多いということではないと認識している。

【会 長】

では次に、次第２の協議事項「令和７年秋の小金井市交通安全運動推進要領(案)」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

令和７年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）に沿って説明

【会 長】

事務局からの説明がおわりました。ご意見ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

【会 長】

無いようでしたら「令和７年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）」は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

【会 長】

ご異義がありませんので、原案どおり決定いたします。恐れ入りますが、カッコ書きの（案）を消していただきますようお願いいたします。

【会 長】

続きまして、次第３の令和７年秋の全国交通安全運動期間中の取り組みについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 2 に沿って説明

【会 長】

事務局からの説明がおわりました。ご意見ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

【会 長】

無いようでしたら、次第 4 のその他について事務局から何かございますか。

【事務局】

今回の開催についてですが、本協議会については例年春と秋の交通安全運動の前に行われており、今回の開催は 3 月を予定しておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

【会 長】

次回開催は 3 月とのことですので、その際はまたよろしくお願いいたします。最後に何かご質問等はございませんか。

無いようでしたら、これで令和 7 年度第 1 回小金井市交通安全推進協議会を終了させていただきます。本日は円滑な運営にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

# 令和 7 年度 第 1 回 小金井市交通安全推進協議会 次第

日 時 令和 7 年 8 月 2 9 日（金）午後 2 時から

場 所 小金井市役所第二庁舎 8 0 1 会議室

## 1 報 告

都内・管内の交通事故発生状況について

## 2 協議事項

令和 7 年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について

## 3 令和 7 年秋の全国交通安全運動期間中の取り組みについて

## 4 その他

### 【配布資料】

- ・ 小金井市交通安全推進協議会委員名簿 資料 1
- ・ 令和 7 年秋の交通安全運動市内広報文（案） 資料 2
- ・ 交通安全 市民のつどい（パンフレット）

### 【事前配布資料】

- ・ 令和 7 年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）

(案)

令和7年

# 秋の小金井市交通安全運動

9月21日(日)～30日(火)

## 推進要領

～世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して～

交通ルールを正しく守りましょう！

交通マナーを実践しましょう！

9月30日(火)は

交通事故死 **ゼロ** を目指す日です。

小 金 井 市  
小金井市交通安全推進協議会

## 第 1 目 的

交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

## 第 2 スローガン

世界一の交通安全都市 T O K Y O を目指して

## 第 3 期 間

- 1 令和 7 年 9 月 2 1 日(日)から 3 0 日(火)までの 1 0 日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9 月 3 0 日(火)

## 第 4 主催機関

小金井市  
小金井市交通安全推進協議会  
警視庁小金井警察署  
小金井警察署管内交通安全協会  
関係機関及び団体

## 第 5 運動の重点

- 1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用推進
- 2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用促進
- 4 二輪車の交通事故防止

## 第6 具体的な推進要領

### 1 運動の重点に対する推進要領

#### (1) 「歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用推進」

交通事故死者数全体のうち夜間で歩行中の割合が最も高く 65 歳以上の高齢者の占める割合が高い。

歩行中児童の死者・重傷者は登下校中の割合が全体の 4 割を占める。

|              |                                                                                                              |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭・地域<br>では  | ○自らの安全を守る交通行動として、運転者に対して横断する<br>意思を明確に伝えましょう。<br>○外出時には、明るく目立つ服を心掛け、「反射材」を身に付<br>けて、車の運転者に「自らの存在をアピール」しましょう。 |
| 運転者は         | ○歩行者事故は道路横断中時に多く、歩行者の見落としに注意<br>しましょう。<br>○横断歩道外横断する歩行者にも注意しましょう。                                            |
| 職場・学校<br>等では | ○職場では、通学路を含めた子供が多く通る場所を確認し、注<br>意して通行しましょう。<br>○学校では、登下校時の危険性について話し合いましょう。                                   |

#### (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にあり、飲酒・妨害（あおり）運転等の悪質かつ危険な運転による交通事故が後をたたない。また、例年、日の入り時刻が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発している。

|             |                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭・地域<br>では | ○保護者、周囲の大人が交通ルールを守り、お手本となりま<br>しょう。<br>○信号を守る、横断歩道を必ず渡るなど、基本的な交通ルール<br>を守りましょう。 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|

|          |                                                                                     |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 運転者は     | <p>○「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもって運転しましょう。</p> <p>○日没より早めに前照灯を点灯し、夕暮れ時の交通事故を防止しましょう。</p>      |
| 職場・学校等では | <p>○通学路、日頃の通り道等の危険個所を再点検しましょう。</p> <p>○アルコール検知器の使用、ハンドルキーパー運動の促進等の取り組みを推進しましょう。</p> |

### (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメット着用促進

自転車乗車中の交通事故死傷者数は若年層（15才～19才）の割合が顕著に高く、ヘルメットの非着用時の致死率も高い。また、自転車乗用中の死亡事故では自転車側の多くに法令違反が認められる。

令和6年11月1日から自転車運転者のながらスマホの禁止、酒気帯び運転に罰則規定が施行。さらに、令和8年4月1日から自転車について交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入される。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭・地域では | <p>○自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。</p> <p>○自転車に乗車する時は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">自転車安全利用五則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車道が原則、左側を通行<br/>歩道は例外、歩行者を優先</li> <li>2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認</li> <li>3 夜間はライトを点灯</li> <li>4 飲酒運転は禁止</li> <li>5 ヘルメットを着用</li> </ol> </div> |
| 運転者は    | <p>○自転車も車両です。信号や一時停止の標識を守りましょう。</p> <p>○販売店等で定期的に点検整備を受け、万が一の事態に備えヘルメットを着用し、損害賠償保険等に参加しましょう。</p> <p>○夕暮れ時には、早めにライトを点け、自転車が近づいて来ていることを、他の車両や歩行者などに知らせましょう。</p> <p>○二人乗り、並進、傘差し運転や、スマートフォン、イヤホン使用等の危険な運転は絶対に止めましょう。</p>                                                                                                                                                              |

|              |                                                                                                                                                        |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 職場・学校<br>等では | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自転車通勤・通学する者がいる場合は、自転車を安全に利用<br/>するよう、周知に努めましょう。</li> <li>○自転車使用する事業者は、利用者への交通ルール遵守の指導<br/>を徹底しましょう。</li> </ul> |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

#### 自転車側の高額賠償例

- 歩道のない下り坂を走行、正面から歩いてきた歩行者と衝突。歩行者は意識不明。  
(神戸地裁平成25年7月4日判決 約9,500万円)
- 夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、歩行者に追突。歩行者は重度の後遺障害  
(横浜地裁平成17年11月25日判決 約5,000万円)

※ 自転車についても、損害賠償保険等に参加しましょう。

#### (4) 二輪車の交通事故防止

令和6年中の都内における二輪車（原動機付自転車を含む）乗車中の死者数は、全死者数の約26%を占め、全国の18.3%を大きく上回る状況です。

|              |                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭・地域<br>では  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通事故の責任や命の大切さについて話し合いましょう。</li> <li>○二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけま<br/>しょう。</li> <li>○二輪車事故の占める割合が高いことなどについて注意喚起<br/>しましょう。</li> </ul>                             |
| 運転者は         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○カーブの手前では十分に速度を落とすなど、安全走行を案演<br/>奏校を自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努め<br/>ましょう。</li> <li>○ヘルメットを正しく被り、プロテクターで体を守りましょ<br/>う。</li> <li>○車の運転手も二輪車の特性を理解して運転しましょう。</li> </ul> |
| 職場・学校<br>等では | <ul style="list-style-type: none"> <li>○出勤、退勤、業務中の事故発生が特に多くなっており、ゆと<br/>りを持った運転に努めるよう願います。</li> <li>○法改正についての情報提供に努めましょう。</li> </ul>                                                                     |

## 2 主催機関の推進事項

| 主 催 機 関        | 推 進 事 項                                                                                                                                                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小金井市           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画策定と実施に伴う会議の開催及び関係機関・団体との連絡調整</li> <li>○市報、ホームページ、広報車等の広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開</li> <li>○市内鉄道駅周辺等に「交通安全運動実施中」ののぼり旗を設置する等、地域実態に応じた交通安全普及啓発活動</li> </ul>               |
| 警視庁小金井警察署      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○広報啓発活動及び交通安全教育の推進</li> <li>○交通街頭活動及び交通違反者の指導取締りの徹底</li> <li>○関係機関・団体との連携の強化</li> </ul>                                                                             |
| 道路管理者          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通事故多発路線等における安全対策の推進</li> <li>○道路パトロール等による交通安全施設の点検及び道路交通環境の整備</li> <li>○各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加</li> </ul>                                                       |
| 関係機関・団体        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主的な交通安全活動と各種行事への積極的な参加</li> <li>○職員への周知徹底と飲酒運転根絶、自転車安全利用等の広報・啓発活動の推進及び自転車用ヘルメットの着用促進</li> <li>○トワイライト・オン運動の推進</li> </ul>                                          |
| 小金井警察署管内交通安全協会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種行事の開催による交通安全活動の推進</li> <li>○会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進</li> <li>○各種広報媒体を活用した積極的な広報活動</li> </ul>                                                                     |
| 小金井市教育委員会      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校への運動の周知徹底と授業等での交通安全に対する意識付け</li> <li>○安全に道路を通行することに関する日常生活における保護者から児童に対する安全教育の推進</li> <li>○各種広報媒体を活用した保護者への広報・啓発活動の推進</li> <li>○自転車利用者に対するヘルメット着用の促進</li> </ul> |

## 小金井市交通安全推進協議会委員名簿

令和 7 年 5 月 1 日現在

| No. | 職名 | 氏名     | 備 考（推薦団体等）         |
|-----|----|--------|--------------------|
| 1   | 委員 | 渡辺 裕子  | 警視庁小金井警察署（署長）      |
| 2   | 委員 | 太田 宏徳  | 小金井市議会（議員）         |
| 3   | 委員 | 丸田 伸彦  | 東京消防庁小金井消防署（署長）    |
| 4   | 委員 | 松本 良親  | 日本郵便株式会社（小金井郵便局長）  |
| 5   | 委員 | 浅野 智彦  | 小金井市教育委員会（委員）      |
| 6   | 委員 | 所 夏目   | 小金井市教育委員会（市立東小学校長） |
| 7   | 委員 | 塩原 真一  | 小金井市教育委員会（市立緑中学校長） |
| 8   | 委員 | 森田 常次  | 都立多摩科学技術高等学校（校長）   |
| 9   | 委員 | 村林 竹治  | 小金井市私立幼稚園協会        |
| 10  | 委員 | 渡邊 昭子  | 小金井警察署管内交通安全協会     |
| 11  | 委員 | 小山 定男  | 小金井警察署管内交通安全協会     |
| 12  | 委員 | 中川 泰行  | 小金井市悠友クラブ連合会       |
| 13  | 委員 | 土屋 和子  | 小金井市駅周辺放置自転車対策協議会  |
| 14  | 委員 | 信山 重広  | 武蔵小金井・東小金井駅連絡協議会   |
| 15  | 委員 | 内田 貴之  | 東京むさし農業協同組合小金井支店   |
| 16  | 委員 | 山城 裕路  | 小金井市商工会（理事）        |
| 17  | 委員 | 波多野 典子 | 小金井市商工会（理事）        |
| 18  | 委員 | 大屋 志帆  | (株)尾久自動車           |
| 19  | 委員 | 今野 修明  | 京王バス(株)府中営業所       |
| 20  | 委員 | 清本 秋男  | (一社)東京都トラック協会多摩支部  |

※ 任期は令和 8 年 4 月 3 0 日まで

## 資料 2

### 令和 7 年秋の交通安全運動市内広報文

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9 月 21 日から 30 日までの 10 日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

交通事故の多くは、交通ルール、マナーを守らなかったために起きています。

交通ルールを守り、交通安全の輪を街いっばいに広げて、交通事故をなくしましょう。「たくさんの 笑顔が走る 首都東京」

#### 市民の皆さん

飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。少しでもお酒を飲んだら絶対に運転をしないでください。また飲酒運転をしようとしている人がいたら、どうか周りの人が注意をしてやめさせてください。

「飲みません 今日車で 来てるから」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9 月 21 日から 30 日までの 10 日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

#### 二輪ライダーの皆さん

二輪車による交通事故が増えています。スピードの出しすぎや、無理な追い越しは大変危険です。また、交差点やカーブの手前では十分にスピードを落とすなど、安全な走行に心掛けましょう。

「身につけて あなたを守る プロテクター」

#### ドライバーの皆さん

子どもと高齢者の歩行中の事故が増えています。子供や高齢者の動きに注意し、徐行や十分な間隔を保持し、思いやりのある運転をしましょう。

日暮れ時は事故が多くなります。日没より早めにライトを点灯し、交通事故を防ぎましょう。

「歩行者を 守るあなたの 優しい目」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

9 月 21 日から 30 日までの 10 日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

#### よい子の皆さん

車は急に止まれません。道路に飛び出すのは絶対にやめましょう。

道路を渡るときは、必ず止まって左右をよく見て車が止まるのを確認してから渡りましょう。

「青だけど たしかめようね みぎひだり」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

９月２１日から３０日までの１０日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

自転車でご通行中の皆さん

自転車の交通事故が増えています。

自転車保険に加入し、ヘルメットを着用しましょう。

二人乗り、傘差し、スマートフォン使用やイヤホン使用で音楽を聴く等の危険な運転は絶対にやめましょう。

自転車は車道が原則、歩道は例外、車道を走る時は左側を通行しましょう。

信号無視、スピードの出し過ぎなどは交通違反です。

歩道は歩行者が優先です。注意し、ゆっくり走りましょう。

放置自転車は、歩行者や車椅子の通行に大変迷惑となりますので絶対やめましょう。

「身につけよう 正しいマナーと ヘルメット」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

９月２１日から３０日までの１０日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

高齢者の皆さん

お年寄りの交通事故が増えています。事故にあってしまったお年寄りの多くが、長い経験から「自分は交通事故に遭わない」と思い込んでいます。

自分の運転を再確認して、少しでも不安があったら、運転免許の自主返納を考えましょう。

ご家庭でも、自主返納について話し合いましょう。

安全運転を支援する、セーフティ・サポートカーの利用も考えましょう。

「ひと呼吸 焦らずゆっくり 踏むペダル」

こちらは小金井市役所、小金井市交通安全推進協議会です。

９月２１日から３０日までの１０日間、秋の全国交通安全運動が行われています。

ドライバーの皆さん

シートベルトを締めていますか。シートベルトを締めていればケガも防げた、という交通事故が後を絶ちません。助手席はもちろん、後部座席もシートベルトを締めてください。シートベルトは、「あなたや家族を守る命綱」です。

車に乗ったら先ずシートベルト、そして、小さなお子様には、必ず体格にあったチャイルドシートを正しい方法で着用しましょう。

「シートベルト 締めて安心 全座席」

参加無料!

ケロポンズと学ぶ

# 交通安全 市民のつとめ

～エビカニクスで学んじゃお～

ポン

ケロ

特別ゲスト

15:20

平田 明子  
(ポンちゃん)

増田 裕子  
(ケロちゃん)

みんなで  
一緒に  
踊っちゃお!

ケロポンズと  
楽しく交通ルール  
を学ぼう!

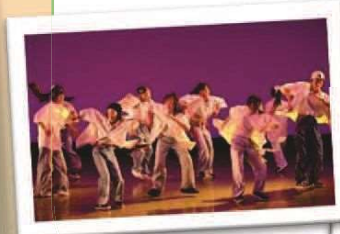
来場者には  
豪華交通啓発品をプレゼント!

先着500名様



ADSL KIDS PARK

14:00



交通安全教室

14:25



小金井 宮地楽器ホール  
(大ホール) 3階

小金井市本町6-14-45

9月13日 土 ケロ

開場 13:00 開演 14:00 ポン

※出演時間は予告なく変更する場合があります

主催：小金井警察署 小金井警察署管内交通安全協会  
共催：小金井市 国分寺市  
[問合せ先] 小金井警察署 交通総務係 042-381-0110  
小金井警察署管内交通安全協会 042-381-7145

